

## 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5類に移行した後も、 医療機関や感染者への公的支援を継続することを求める要望意見書

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、5月8日から5類に移行する方針を決めました。5類への移行に伴い、政府は外来、入院の自己負担の公的支援や医療機関への財政措置について、期限を区切って継続すると発表しています。

新型コロナウイルス第8波のもとで死者数が過去最多を更新し、感染者数の急増で医療機関が逼迫するもとの5類移行に対し、専門家から様々な懸念が出ています。

新型コロナウイルス感染症を収束させるためには、受診抑制をせずに安心して医療機関にかかれる公的支援、医療体制の強化、維持のための公的支援が不可欠であり、地域経済を支える上でも重要です。

よって、国及び関係機関におかれましては、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを5類に移行した後も、感染状況の推移を見極めた上で、公費負担や財政措置を継続するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長